



相模原市マスコットキャラクター さがみん

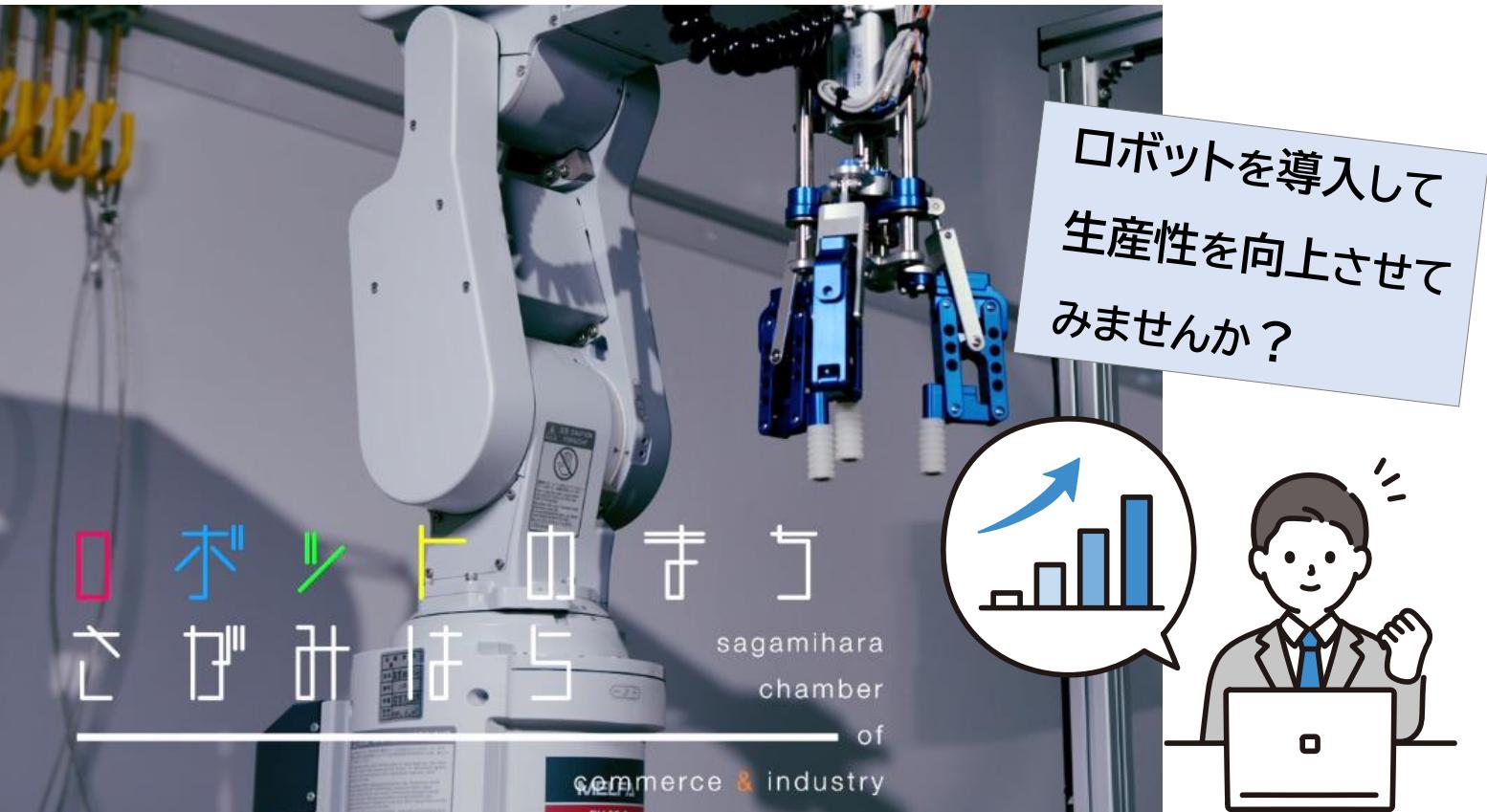
相模原市内企業の皆様へ



申請書類はこちらから
ダウンロードしてください

ロボット導入補助金

令和7年度 募集のお知らせ



サービスロボットも対象として拡充しました！

申請期限 | 令和7年 5月30日(金) 17時 必着

対象者 相模原市内事業所において、製造、梱包、仕分、配送等の工程にロボットを導入し、当該工程の生産性向上を図る事業者が対象です。

補助率 中小企業者 2/3以内（中小企業者の範囲は、裏面参照）
大企業 1/2以内

補助上限額 ①産業用ロボット活用枠 500万円／件
②サービスロボット活用枠 100万円／件
※ 申請後、選考により審査結果及び補助金額を通知します。

補助事業実施期間 令和7年4月1日(火)から令和8年3月15日(日)まで
※期間中に、ロボットの導入及び支払完了が要件となります。

申請方法 直接持参、Eメールまたは郵送に限ります。(FAX不可)
申請先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市産業支援・雇用対策課
電話 042-707-7154(直通) メール sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp

●補助対象事業について

市内の事業所において、製造、梱包、仕分、配送等の工程でロボットを導入することにより生産性の向上を図る事業が対象となります。

●補助対象者の要件について

補助金の交付を受けることができる者は、相模原市内に事業所を有し、補助対象事業を市内で実施する事業者又は補助対象事業の完了日までに市内に事業所を移転し、若しくは新設し、補助事業を当該事業所で実施する事業者であり、市税の未納がない者とします。また、過去3年間に本補助金の交付を受けている場合には申請できません。

●補助対象経費について

補助対象となる主な経費については次のとおりです。（詳しくはお問い合わせください。）

※補助対象者が従業員に支払う直接人件費は対象ではありません。

ロボット導入経費	ロボットの購入又は賃借（ただし賃借の場合は、補助金交付年度に支出するものに限る。）、搬入、据付又は調整等、ロボットの導入又は更新に要する経費
導入に伴う付帯経費	ロボットの導入又は更新に伴い必要となる、構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費、技術指導の受入に要する経費
その他	ここに掲げるものの他、市長が特に必要と認めたもの

●審査について

（1）審査の基準

（2）選考方法

外部専門家（学識経験者、技術専門家等）の意見を聞き、評価を行います。

（3）審査結果の通知等

審査の結果（採択、減額での採択及び不採択）については、速やかに申請者に対して書面により通知します。また、採択された場合、申請者名及び事業計画名等を公表いたします。

ア 事業者評価	事業遂行に必要な能力・経営基盤、組織・人員体制
イ 技術評価	導入による実現目標、実施方法・内容の妥当性、導入技術の汎用性・波及効果、導入分野・工程の新規性や独自性
ウ 経理評価	自己資金の調達能力、管理体制及び処理能力、適正な予算編成
エ 加点項目	さがみはらロボット導入支援センターとの連携（自動化相談、ロボットSIer養成講座の参加）、地域SIerとの連携、地域SIer・市内企業の手本となる事例、過去採択実績がないこと、など

●その他

（1）補助金は、原則として補助事業終了後に支払います。

（2）当該事業に関する成果の公表などについて、市の求めに応じ協力しなければなりません。

（3）中小企業者の範囲

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の各号のいずれかに該当する中小企業者（ただし、みなし大企業を除く。）

（4）申請する事業内容について、他の補助金等を受けている場合、本補助金の交付を受けることはできません。